

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 7月 29日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市北区芝田一丁目16番1号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 嶋田 泰夫 電話番号：06-6373-5039					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年～4年度の平均排出量を基準に、令和5年～7年度の温室効果ガス排出量を年平均1%削減する。						
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部長、並びに各部の庶務担当課長とする本部環境推進委員会を必要に応じて開催する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,082.4 トン	24,035.3 トン			32.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,163.9 トン	22,999.2 トン			26.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	令和5年度は新造車両を導入したことで、電力使用量を1%以上削減できたが、関西電力のCO2排出係数が0.311 kg-CO2/kWhから、0.434 kg-CO2/kWhに上昇したことを受け、排出量が増えている。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (鉄道走行距離car・10万km)	10.82	14.39			32.99 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		実績に対する自己評価	令和5年度は新造車両を導入したことで、電力使用量を1%以上削減できたが、関西電力のCO2排出係数が0.311 kg-CO2/kWhから、0.434 kg-CO2/kWhに上昇したことを受け、排出量が増えている。				
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	25 パーセント	37 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	令和6年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	令和7年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記の通り実施できている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの						
	地域産木材の利用によるもの						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの						
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅および西宮北口駅では、太陽光発電等の省エネ設備に加え、環境オフセットクレジット（J-VER）を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。						
特記事項	第四計画期間の超過削減量4,379.1t-CO2を令和2年度から1,036.1t-co2、令和3年度から1,563.2t-co2、令和4年度の排出量から1,779.8t-co2差し引いて記載している。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。